

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正で、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

※尚、本改正は平成31年度(平成30年分)からの適用になります。

改正内容

◎配偶者控除・配偶者特別控除の額が下表のとおり改正されました。

※合計所得が1,000万円を超える方については配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けることができません。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

()内は所得税控除額

		納税義務者の合計所得金額 〔給与収入金額の場合〕			【参考】 配偶者の給与収入 金額
		900万円以下 〔1,120万円以下〕	900万円超 950万円以下 〔1,120万円超 1,170万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,170万円超 1,220万円以下〕	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38(48)万円	26(32)万円	13(16)万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	33(36)万円	22(24)万円	11(12)万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超